

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

- ◇ 告示
結核予防法の規定による定期外の健康診断の実施
ピロプラズマ病検査等の実施
- 禁猟区の拡大設置
道路位置の指定
- ◇ 人委規則
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- ◇ 公告
甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施
調理師法第三条第一項第一号に規定する試験の実施

鳥取県告示第五百二十七号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基づく定期外の健康診断を、次のとおり実施する。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県告示第五百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県告示第五百二十八号

鳥取県告示第五百二十九号

昭和三十六年九月十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 健康診断を受けるべき者
理容師、美容師
二 健康診断の実施期日
昭和三十六年八月十八日から昭和三十六年九月二十九日まで
三 実施の場所 鳥取県米子保健所
四 健康診断の実施区域
鳥取県米子保健所管内一円

3 昭和36年9月19日 火曜日 鳥取県公報 第3260号

鳥取県人事委員会規則第三十六号	
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
昭和三十六年九月十九日	
鳥取県人事委員会委員長 中本覚蔵	

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

既設区域	二二二ヘクタール
合計	四七五ヘクタール
四 存続期間	昭和三十六年十月 一日から
	昭和四十一年六月三十日まで

鳥取県告示第五百三十号

申請人の住所氏名

鳥取市吉方五九〇 松田 尚

道路の位置の指定場所

鳥取市立川町一丁目一二二番の一部

道路の幅員及び延長

一二二番の一の一部 延長 五〇、五メートル

一二四番の一の一部 延長 五〇、五メートル

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年九月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十号

申請人の住所氏名

鳥取市立川町一丁目一二二番の一部

道路の位置の指定場所

鳥取市立川町一丁目一二二番の一の一部 延長 五〇、五メートル

道路の幅員及び延長

一二二番の一の一部 延長 五〇、五メートル

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年

三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 實施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後四十日以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 實施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
ダニ駆除 B H C 剤撒布

別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十二日	日野郡日南町石見	花口、戸上家畜検診場
二十五日	石見	多里、新屋
二十六日	多里	多里、新屋
二十七日	山上	茶屋、福万来
二十八日	福栄	福塚、豊栄
二十九日	大宮	印賀、中津合

同所より同境界線を北に進み、鉢伏山山頂を経て山道堂ヶ谷水ノ上線に至る。同山道を南東に進み、山道楠根鉢伏線に接する。同山道を南東に進み基点に至る線に囲まれた一円の区域を拡大する。

三 面積拡大区域

二五三ヘクタール

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のように禁猲区を拡大設定したので、狩猟法施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十九号

別表第一中

監察員	主室	主任	長
農協指導検査主任	監察員	主室	主任
久松閣管理者	企業診断員	主室	主任
建築技術主任	監察員	主室	主任
久松閣管理者	農協指導検査主任	監察員	主室
建築技術主任	企業診断員	主室	主任
久松閣管理者	農協指導検査主任	監察員	主室
建築技術主任	企業診断員	主室	主任
久松閣管理者	農協指導検査主任	監察員	主室

甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。
 昭和三十六年九月十九日
 鳥取県知事 石破二朗
 一種別及び試験科目
 甲種火薬類取扱保安責任者 一般火薬学
 乙種火薬類取扱保安責任者 一般火薬学
 試験科目
 火薬類取締に関する法令
 面接試験

大阪事務所	所長	次長	部	長
神戸貿易事務所	所長	次長	部	長
神戸貿易事務所	所長	次長	部	長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

二 試験の日時及び場所
 1 日 時 昭和三十六年十月八日（日曜）九時から
 十七時まで
 2 場 所 鳥取市東町 鳥取県自治会館

三 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。
 1 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第十五の様式による。

2 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第十六の様式による。

- 3 写真 手札型で出願前六月以内に撮影した上半身正面を撮影したものとし、裏面に撮影年月日、氏名、年令及び受験しようとする試験の種別を記載すること。
- 4 戸籍抄本
- 5 受験手数料 七百円を鳥取県が発行する納額告知書により納付すること。
- 6 受験願書の提出期限 昭和三十六年九月二十日
- 7 受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。

一 受験資格
 次に掲げる者で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に掲げる施設又は営業において、食品の調理の業務に二年以上の経験を有する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十四条に規定する者
- 2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者
- 3 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わつた者
- 4 厚生大臣が前各項に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

二 試験の日時

昭和三十六年十月八日（日曜日）午前九時から午後四時まで

三 試験の場所

鳥取、郡家、浜村保健所管内受験者

00426

00425

鳥取市西町
鳥取市立倉吉高等学校
倉吉保健所管内受験者

倉吉市堺町二丁目

鳥取県立倉吉東高等学校
米子、根雨保健所管内受験者

米子市錦町一丁目

鳥取県立米子西高等学校

轉する保健所に提出すること。

イ 履歴書(特に調理業務に関する経歴を詳細に記入のこと。)

ロ 受験資格を有することを証する書類

ハ 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業で二年以上調理の業務に従事したことを証する書類

四 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 栄養学
- 4 食品学
- 5 食品衛生学
- 6 調理理論
- 7 受験手続

五 受験手続

- 1 提出期間
昭和三十六年九月十九日から昭和三十六年九月三十日まで。ただし、郵送の場合は、九月三十日付けの消印あるものは有効とする。
- 2 提出手数料
五百円(鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。)
- 3 携行品

六 提出手数料

- 1 提出手数料
五百円(鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。)
- 2 携行品

七 携行品

八 その他

- 1 受験者は、当日午前八時三十分までに、試験場に出頭し係員の指示を受けること。
- 2 合格者には、合格証書を交付するとともに、試験後十日以内に所轄保健所に掲示する。

九 答題用具、上ぞうり。